

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の新旧対照表（案）

（下線部分は改定箇所）

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;"><b>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施</b></p> <p style="text-align: center;">に関する重要事項</p> <p style="text-align: center;">（3）まん延防止</p> <p>⑳ 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCP に基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛</p>	<p style="text-align: center;"><b>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施</b></p> <p style="text-align: center;">に関する重要事項</p> <p style="text-align: center;">（3）まん延防止</p> <p>㉑ 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCP に基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛</p>

<p>勸奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利 用等を強力に呼びかける。<u>また、特定都道府県以外の 都道府県は、法第24条第9項に基づき、繁華街の接客 を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す。</u></p>	<p>勸奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利 用等を強力に呼びかける。</p>
---	--